

改正後	改正前																																										
<p>個⑥075 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書【表面】</p> <p>(削除)</p>	<p>個⑥075 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書【表面】</p> <p>被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書</p> <p>(平成 年分) 氏名 _____</p> <table border="1" data-bbox="1465 363 2499 1497"> <tr> <td rowspan="4">賃貸した資産の明細</td> <td>当該条文①</td> <td>震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____</td> <td>震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____</td> </tr> <tr> <td>共同家屋の所在地建物番号・名称②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同家屋の全体の戸数③</td> <td>戸</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td>公募の対象とした独立部分④</td> <td> 戸 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 </td> <td> 戸 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 号室 </td> </tr> <tr> <td rowspan="8">公募要件に該当する事実等</td> <td>公募の方法⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公募年月日又は期間⑥</td> <td>平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>公募を実施した地域⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>募集期間⑧</td> <td>平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>応募者の範囲⑨</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃借人の選定方法⑩</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理人の募集及び選定方法⑪</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理人の家賃その他の賃貸条件⑫</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> </table>	賃貸した資産の明細	当該条文①	震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____	震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____	共同家屋の所在地建物番号・名称②			共同家屋の全体の戸数③	戸	戸	公募の対象とした独立部分④	戸 号室	戸 号室	公募要件に該当する事実等	公募の方法⑤			公募年月日又は期間⑥	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	公募を実施した地域⑦			募集期間⑧	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	応募者の範囲⑨			賃借人の選定方法⑩			管理人の募集及び選定方法⑪			管理人の家賃その他の賃貸条件⑫			備考			
賃貸した資産の明細	当該条文①		震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____	震災特例法施行令第9条第1項第4号 _____																																							
	共同家屋の所在地建物番号・名称②																																										
	共同家屋の全体の戸数③		戸	戸																																							
	公募の対象とした独立部分④	戸 号室	戸 号室																																								
公募要件に該当する事実等	公募の方法⑤																																										
	公募年月日又は期間⑥	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日																																								
	公募を実施した地域⑦																																										
	募集期間⑧	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日	平成 年 月 日 平成 ~ 年 月 日																																								
	応募者の範囲⑨																																										
	賃借人の選定方法⑩																																										
	管理人の募集及び選定方法⑪																																										
	管理人の家賃その他の賃貸条件⑫																																										
備考																																											

改正後	改正前
<p>個⑥075 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書【裏面】</p> <p>(削除)</p>	<p>個⑥075 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書</p> <p>この明細書は、その取得し、又は新築した共同家屋につき阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第9条第1項の規定の適用を受ける場合に、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第9条第1項第4号イ、ロ又はハに掲げる要件に該当する各独立部分の賃貸が、同条第2項第3号に規定する公募の方法により行われ、かつ、その公募においてその賃貸が阪神・淡路大震災の被災者に対し優先的に行われることが明らかにされている旨を明らかにする場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書は確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) この明細書は、共同家屋1棟ごとに別行で記載します。</p> <p>(2) 「①」欄には、その賃貸に係る共同家屋が、震災特例法施行令第9条第1項第4号イ、ロ又はハのいずれの要件を満たすものであるかを記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、その共同家屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、公募の対象とした被災者向けの独立部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>(5) 「⑤」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）を、例えば、「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>(6) 「⑦」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の対象地域を、例えば「〇〇市内」、「兵庫県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄には、賃借人の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「平成〇年〇月〇日〇〇の立会いによる公開抽選」などのように具体的に記載します。</p> <p>(9) 「⑪」欄には、共同家屋に管理人用の住宅として使用する独立部分がある場合には、その独立部分に入居する者の募集方法又は選定方法について記載します。</p> <p>(10) 「備考」欄には、公募において、阪神・淡路大震災の被災者に優先して賃貸することを明らかにした事実を、例えば、「新聞広告において「阪神・淡路大震災で被災された方に優先して賃貸します。」の文言を入れた。」などと記載するほか、次のような事項を記載します。</p> <p>イ 上記(7)による記載事項</p> <p>ロ 1回の公募で公募を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後に、において賃借人が欠けた場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）による必要があります。）</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第9条（この制度は平成12年4月1日以後に取得等したものについては適用されません。）</p>